



独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求と差止請求

張, 文芝

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2005-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3440

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003440>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 5 】

氏 名・（本 籍） 張 文 芝 （ 中国 ）

博士の専攻分野の名称 博士(法学)

学 位 記 番 号 博い第91号

学位授与の 要 件 学位規則第5条第1項該当

学位授与の 日 付 平成17年9月25日

【 学位論文題目 】

独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求
と差止請求

審 査 委 員

主 査 教 授 根 岸 哲
教 授 泉 水 文 雄
助教授 池 田 千 鶴

論文内容の要旨

公正で自由な競争のルールを定める独占禁止法は、被害者に対する民事救済として、損害賠償請求と差止請求とを認めている。損害賠償請求は、1947年の原始独占禁止法制定以来認められているが、近年ようやくある程度活用されつつある状況にある。差止請求は、2000年に導入されたばかりであり、どのように活用されることになるのかいまだ未知数のところがある。本論文は、独占禁止法違反行為に対する民事救済としての損害賠償請求と差止請求とにつき、従来の活用状況と今後のあるべき方向につき検討を加えるものである。

本論文は、5つの部分から構成される。

まず、「はじめに」では、独占禁止法違反行為に対する民事救済としての損害賠償請求と差止請求とが適切に活用される必要性のあることを指摘し、本論文の目的が、両請求の活用状況に検討を加えるとともに今後における活用の在り方を示すことにある、ことを述べる。

第1章「独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求」では、独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求としては、無過失責任を定める同法25条のほか、独占禁止法違反行為が一般の不法行為を構成するとして民法709条に基づき過失責任を問うことも可能であることから、独占禁止法25条訴訟、民法709条訴訟のそれぞれに伴う利点と問題点を指摘するとともに、両訴訟の関係について検討を加えたうえで、独占禁止法25条訴訟を廃止し民法709条訴訟に一本化することを提案する有力な見解に対して批判を加える。

第2章「談合事件と住民訴訟」では、近年とくに増加している、地方公共団体の入札における談合に対して住民が直接の被害者である地方公共団体に代位して民法709条に基づき提起する損害賠償請求訴訟事件を取り上げ、勝訴の確率が相当高くなっていることを明らかにする。ここでは、まず、談合は、一般に、入札において受注予定者を決定する基本ルールを合意する基本合意と具体的に入札対象となる個別物件ごとに受注予定者を決定する個別調整とから構成されるが、民法709条に基づく具体的な損害賠償請求訴訟事件において、基本合意と個別調整とがどのように認定され、基本合意と個別超との関係がどのように取り扱われているのかを明らかにする。そして、立証の難しい損害額の認定において、裁判所が、証明度の軽減ないし裁量により相当の損害額の認定を認める民事訴訟法248条を積極的に活用していることを明らかにする。さらに、地方公共団体が談合に関与する官製談合の場合に地方公共団体自身も違反当事者に加えることができるのか、住民訴訟と地方公共団体自身による訴訟がいかなる場合に二重起訴となるのか、などにつきそれぞれ検討を加える。

第3章「独占禁止法の差止請求制度」では、2000年に新たに導入された独占禁止法違反行為に対する差止請求制度につき、その意義と導入趣旨を明らかにし、個別の要件ごとに検討を加えるとともに、具体的な訴訟事件を取り上げて差止請求制度が十分に機能していない現状を明らかにしたうえで、問題点と改善方向とを指摘する。

そして、「おわりに」では、独占禁止法違反行為に対する被害者救済としての損害賠償請求と差止請求を適切に活用することを目指す観点から、障害となっている要件の撤廃や再検討の必要性を指摘するとともに、違反行為、損害、因果関係、損害額の立証を支援する公正取引委員会の積極的な役割をも提言する。

審査結果の要旨

今日、独占禁止法違反行為に対して採られる措置としては、直近の独占禁止法改正とも関連して、独占禁止法の専門的な執行機関である公正取引委員会による排除措置命令や課徴金納付命令という行政措置と公正取引委員会の告発に基づく刑罰請求とに注目が集まっているが、民事救済としての損害賠償請求と差止請求の重要性にも注目する必要がある。

従来、独占禁止法が社会に十分に浸透してこなかったのは、独占禁止法が専ら公正取引委員会の法としてしか理解されてこなかったことにも一因があり、民事救済としての損害賠償請求と差止請求とを被害者が活用できるか否かが、独占禁止法の社会への浸透にとって大きな鍵となっている。その意味において、独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求と差止請求との活用の在り方に検討を加える本論文は重要な意義を有するものである。

本論文の特徴は、以下の点に認められる。

第1に、本論文は、独占禁止法違反行為に対する被害者の民事救済としての損害賠償請求と差止請求とにつき、抽象的に理論的な検討を加えるだけではなく、具体的な訴訟事件を網羅的に取り上げ、その現状を明らかにするとともに、そこから問題点と将来の方向性へと導き出しており、その主張の説得力を高めている。本論文のように、現実に提起された独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求と差止請求とに係る訴訟事件をほとんど網羅的に取り上げて整理・分析し、両請求制度全体にわたって現状とあるべき方向性を示した研究は、本論文がはじめてである。

第2に、本論文は、近年、特に住民訴訟として数多く提起されている談合に係る損害賠償請求事件に着目し、公表されている下級審判決を網羅的に収集して整理・分析したうえで、独占禁止法違反行為と民法上の不法行為との関係、基本合意と個別調整との認定の在り方、基本合意と個別調整の相互関係、官製談合における地方公共団体の違反当事者性、住民訴訟と後に提起される地方公共団体の訴訟との相互関係という、それぞれ重要な論点ごとに掘り下げた検討を加えている点で評価される。従来、これらの論点につき必ずしも十分な究明がなされてこなかったからである。

第3に、本論文は、独占禁止法違反行為に対する差止請求制度について、制度導入以前に差止請求がなされた事件と制度導入以降に提起された訴訟事件のすべてに検討を加えたうえで、実体要件に係る不公正な取引方法に限定された対象行為、「利益の侵害」と「著しい損害」、および差止めの内容、手続に係る裁判管轄と公正取引委員会と裁判所の関係を含めて包括的な検討を加えているが、このような具体的事件の検討を踏まえたうえで包括的な検討を加える研究は、従来、ほとんどなく、貴重なものである。

もっとも、本論文には、独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求と差止請求とに係る重要論点ごとの法律的に厳密かつ細かい部分にわたる検討が不足しているところが見受けられる。しかしながら、このことは、損害賠償請求と差止請求の両請求制度全体にわたって包括的な検討を加える本論文の学術的価値を損なうものではなく、また、著者が本論文で示した優れた研究能力をもってすれば、近い将来、その不足するところを十分に埋めることが可能であると判断される。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である張文芝氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成17年9月21日

審査委員	主査	教授	根岸 哲
		教授	泉水文雄
		助教授	池田千鶴